

全日本吹奏楽コンクール四国支部大会 A 部門審査内規

第1条 この内規は、四国支部吹奏楽コンクール実施規定第19条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は7人とし、各県理事長より推薦された候補者の中から常任理事会で選任し、理事長が委嘱する。

第3条 判定委員会は、支部常任理事会がこれにあたる。
②集計委員会は、支部第一事業部理事がこれにあたる。ただし、代理も認める。

第4条 課題曲と自由曲それぞれの演奏の、技術と表現の2項目についてA～Eの5段階で評価し、上下カットを行う。
②審査結果の集計は、理事長より委嘱された集計係と集計委員がこれにあたり、次の数値に換算して集計する。

- ・ A 5点
- ・ B 4点
- ・ C 3点 (中位)
- ・ D 2点
- ・ E 1点

第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。
②判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。
ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は3：4：3を目安とする。

第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第7条 全日本吹奏楽コンクールへの四国支部代表の選出は、次の通りとする。
(1) 第4条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を選出する。
(2) (1) で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査員長の順位を優先する。

第8条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。
(1) 演奏時間の違反。
(2) 演奏者の資格違反。
(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合。
(4) 曲目・出演者数・使用楽器などによる違反。

第9条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第10条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

- ※ 平成5年4月29日 総会により一部改定。
- ※ 平成10年4月29日 コンクールの内容変更に伴い、第4条および第5条を改定。
- ※ 平成13年4月29日 第4条を改定。